

いわき都市計画土地地区画整理事業の変更について
【いわき市復興整備計画（いわき市決定）】

都市計画小名浜港背後地土地地区画整理事業を都市計画小名浜港背後地震災復興土地地区画整理事業に名称を改め、次のように変更する。

名 称		小名浜港背後地震災復興土地地区画整理事業		
面 積		約 12.2ha		
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	配 置
		幹線街路	3・3・101 平磐城線	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・5・142 船引場原本田線	
		幹線街路	3・5・144 船引場館ノ腰線	
		区画街路	7・5・14 辰巳町線	
	平地区と小名浜地区及び市街地と港の連絡を強化するため、3・3・101 号平磐城線を臨港道路 2 号線まで延伸し、地区中央部に配置する。地区東側においては、アクアマリンふくしまや、いわき・ら・ら・ミュウ等が立地するアクアマリンパークと地区北側の既成市街地を連絡する 7・5・14 号辰巳町線を配置し、人と車の動線を確保することとし、地区北西部、南西部については、既存道路との整合や土地利用形態に考慮し、区画道路を適正に配置する。			
	公園及び緑地	公園については、地区南側に近接した位置に、みなと公園が新たに整備され、その誘致圏(500m)に地区東側の商業業務地が網羅されるほか、地区北側の既成市街地には、近隣公園をはじめ小公園が立地していることから、地区内には配置しない。		
その他の公共施設	雨水排水については、地区西側は合流式公共下水道により排水し、地区東側は、道路側溝を経て公共下水道雨水幹線を経由して小名浜港へ流下させる。 また、汚水排水については、本地区の整備に合わせて公共下水道整備計画との整合を図り整備する。			
宅地の整備		土地利用の基本方針としては、大別して2つのゾーンにより構成する。地区東側は、小名浜の核となる都市拠点機能用地を確保し、「都市センターゾーン」として商業・業務系の土地利用とする。地区西側は、「港湾産業ゾーン」として、福島臨海鉄道(株)の貨物ターミナル用地として確保する。		

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

小名浜港背後地においては、平成 22 年 3 月に当該事業を計画決定し、港と市街地の一体的なまちづくりの実現に向けた計画的な市街地整備を進め、新たな都市拠点の形成を図ることとしていた。

そのような中、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により、本地区も甚大な被害を受け、現在は、本市復興のシンボルとして周辺地域の一体的な整備・再生に向け、積極的に復旧・復興事業に取り組んでいるところであるが、より効果的な土地利用及び施設整備が図られ、かつ津波防災拠点として、より安全・安心な拠点の形成に向けて、東側街区の区域を拡大する。

また、震災を受けて新貨物ターミナルの規模や配置を見直した結果、ターミナル用地として不要となる西側街区の一部を区域から廃止する。

よって、区域や公共施設の位置や規模等の変更が必要となることから、復興整備計画に記載し、本案のとおり変更しようとするものである。



